

原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書

広島・長崎で原子爆弾の被害を受け被爆者健康手帳の交付を受けている被爆者は、全国で約 25 万人いますが、原爆症と認定されている被爆者は、本年 3 月 31 日現在、2,215 人、わずか 0.9%に過ぎません。

平成 12 年 7 月には最高裁が、長崎の爆心地から 2.45 キロメートルの地点で被爆した女性が頭部に受けた外傷の治癒の遅れから発症した肢体障害を原爆症と認めましたが、厚生労働省はその後も、2 キロメートル以内という至近距離で直接被爆した者のがんも却下するという「審査の方針」にこだわり続けています。

平成 15 年から全国各地で相次いだ集団訴訟では、大阪、広島、仙台地裁において、原告の訴えを認める判決が出されました。また今年 1 月の名古屋地裁、3 月の東京地裁の判決では、原告の一部の訴えを退けたものの、これまで国が認めなかった放射性降下物や誘導放射線の影響を認め、制度の抜本的改善を求めています。

しかし、厚生労働省は控訴を繰り返し、このままでは、ほとんどの被爆者が原爆症と認定されない事態が続き、被爆者は生きている限り裁判を続けなければならないことにもなりかねません。

今年 3 月判決が言い渡された東京の第 1 次原告団 30 人も、提訴の間にその 3 分の 1 を超える 12 人が死去しています。厚生労働省は、司法判断を踏まえて、原爆症認定制度の改善を行い、早期に被爆者を救済すべきです。

よって、一関市議会は、政府に対し、原爆症認定制度を抜本的に改善し、被爆者本位の制度に改めるために、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第 11 条で規定されている原爆症認定審査が原爆被害の実態に見合った制度に改善されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 18 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄改革法のもとに国鉄が分割・民営化され、既に 20 年が経過しているが、J R 各社への移行過程で発生した職員の「J R 不採用問題」が未解決のまま長

期化していることは憂慮すべき事態である。

平成15年12月、最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成にあたり不当労働行為を行った場合には、国鉄若しくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を示し、平成17年9月には、東京地裁が「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用にあたって不当労働行為があったことを認めている。

国際労働機関・ILOは昨年11月、7度目となる「勧告」を発し、日本政府に対し、「この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、ILO援助の受け入れを真剣に検討するよう」要請している。

この20年の間、問題の解決を見ることなく他界した当事者は46名を数え、高齢化している中、家族を含め苦しみにあえいでいる状況を鑑みると、「人道的見地」からこれ以上の長期化は避けなければならないと考える。

よって、政府においてはJR不採用問題の早期解決に向けて、関係者に働きかける等、一層努力するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
国土交通大臣 殿
厚生労働大臣 殿

身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

2006年6月に成立した改正医療法第19条によって、助産所の開設者が嘱託する医師と病院(または診療所)を定める規定が強化されました。改正は、出産の異常時等における母子の安全を確保することが趣旨です。しかし、現実には、産科医師や地域の産科病院や診療所が不足するなか、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難です。問題は、本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるために、妊産婦・新生児の緊急時搬送体制が整っていないことにあります。このまま法が施行されれば、2008年度以降、助産所は、新たな開業はもとより存続さえ困難になります。

出産の8割は正常分娩であり、助産師が充分担えることは、日本の母子保健の歴史および助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージーランド、英国などで証明されています。現在、出産は病院や診療所が主流となっていますが、助産所は妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行う等、

重要な役割を果たしており、身近な地域において、安心して出産できる助産所を失うことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失です。

全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態、および産科医師、助産師、産科病院・診療所・助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状に鑑み、以下について要望いたします。

記

- 1、改正「医療法」第19条の施行を、当分の間、凍結すること。
(当分の間とは、産科医師や地域の産科病院等の不足の解消、または下記2、3が整備されるまでの間をいう)
- 2、参議院厚生労働委員会の附帯決議(2006年6月13日)に基づき、国および地方自治体が、責任をもって助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。
- 3、国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。
- 4、国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と、質の高い助産師教育を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

BSE(牛海綿状脳症)全頭検査の継続を求める意見書

現在行われているBSE検査の全頭実施を継続するとともに、外国産牛肉への国内と同等のBSE検査の実施などにより一層の食の安心安全の確保に努められたい。

【理由】

2001年9月に国内で初めてBSE(牛海綿状脳症)感染した牛の発見以来、わが国においては食の安心と安全に向けた各種対策が講じられてきたところであり、とりわけBSE検査の全頭実施は、生産者と消費者を安心と安全の絆で結ぶともいえるもので、トレーサビリティシステムの構築と併せてわが国の食品の安心安全の象徴である施策でありました。

ところが今年5月、国は食品安全委員会が05年に「生後20ヶ月以下の牛への感染リスクは低い」とした答申を根拠に来年7月に生後20ヶ月以下の検査に対して国庫補助を打ち切ることとした。また、厚生労働省と農林水産省は各都道府県と保健所設置市に対し「20ヶ月以下の牛に対するBSE検査の扱いにおいて齟齬が生じることは、かえって消費者の不安と生産・流通現場に混乱が生じる恐れがある」として来年7月に一斉に終了することが重要とした通知を行っています。

しかし、国が検査打ち切りの根拠とした「20ヶ月以下の感染リスク」については、専門家から「月齢による線引きは科学的な知見からはできない」との指摘もされています。また、BSE自体の未解明部分が多く、検査の補助打ち切りに対する国民の基本的な理解も十分とはいえないのであります。

今回の国の示したBSE検査の全頭実施打ち切りは、BSE発生以降わが国の食の安心と安全に対する国民のよりどころを根底から覆すものであり、国の方針のもとでこのまま全頭検査が打ち切られれば、国の考えとは違いむしろ生産・流通現場や消費者にいたずらに不安を与え混乱をもたらすこと必定であります。

未解明の点が多いBSEの感染リスク回避は全国一律に全頭検査の継続が基本であり、国民の食の安心安全に対する不安解消はまず国の責任において行われるべきであります。

あわせて輸入牛肉の感染リスクを回避するために国内と同等の検査を徹底させるべきであり、全頭検査の徹底こそがBSEを根絶し、国民の安全を守ることにつながるのであります。

よって、国においては、生産者、消費者を問わず国民全体の不安を解消し食の安心安全の確保を図るため、BSEの全頭検査の実施継続と輸入牛肉への国内と同等の検査の実施を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月18日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿

米価の安定対策を求める意見書

米生産の根本を揺るがす今年の米価下落は、稲作農家に深刻な影響を与えて

います。

生産コストを大幅に割り込む米価が長年続いています。米価下落に歯止めがかからず、もはや生産から撤退せざるを得ない状況も各地で生まれています。

地域の生産を守るために努力している集落営農組織や、「効率的」といわれていた大規模農家でも、経営が立ち行かなくなっている状況も出てきています。

このことは農家経営のみならず、地域経済にも重大な影響をもたらすものです。

このような折、政府も世論に押されて「米緊急対策」を講じましたが、この対策の主眼は、年内に政府が34万トンを買って政府備蓄目標の100万トンを確認するなどというものです。

この間の米価下落は、政府が備蓄米の購入を、一般入札価格を下回る価格で買い入れ、古米を低価格で市場に放出したことにも原因があります。

そして、ミニマムアクセス米の輸入もあり、在庫が200万トン近くまで積み上げていることや、SBS米の一部を主食用販売していることなど、輸入米の価格も米価下落に深く関わっています。

同時に、大手スーパーや大手外食産業・大手米卸業者が買い叩きと価格破壊を行ってきたことも影響しています。

また、一部の流通業者が主食用米へクズ米を混入していることも米価に影響を与え、食味の悪さから米の消費離れを引き起こす原因ともなっていますので、これを規制するために、JAS法を改正することが求められています。

こうした米価下落の根本原因からみるなら、政府の「緊急対策」だけでは生産者が安心して良質米を生産し、国民への安定的供給を保障することはできません。

いま、国際的に食糧事情が悪化しているもとで、稲作の安定生産と食料自給率の向上が急務であり、稲作農家の再生産を保障する方向に向けて、「米緊急対策」による政府米買い上げを確実に実施することに加えて、それにとどまらない抜本的な米価安定対策が不可欠です。

以上のことから、下記のとおり要望します。

記

- 1 「緊急対策」を実効のあるものにするため、政府米の買い上げを一刻も早く実施すること。
- 2 備蓄水準を、現在の100万トンから国民が安心して暮らせる数量に増やすこと。
- 3 備蓄の役割を終えた古米混入を主食以外の用途に振り向けるシステムに変更すること。
- 4 クズ米の主食用米への混入を抑制するため、JAS法を改正すること。
- 5 ミニマムアクセス米のスタート時に約束した「閣議了解」を厳守し、SBS米の主食用販売を中止すること。またミニマムアクセス米の在庫を一掃し、輸入数量を大幅に削減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 18 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

原油価格の高騰に関する対策を求める意見書

原油価格の高騰によるわが国経済や国民生活に及ぼす影響を最小限のものとするため、緊急の対策を講じるよう強く要望する。

【理由】

世界的な原油、石油製品の需要拡大、OPECの原油生産体制の抑制、不安定な中東情勢により、近年原油価格が高水準で推移してきた。これに加えて、米国のサブプライムローン問題等により損失を受けた金融市場の資金が原油先物市場へと注がれるなど、投機的資金の急速な流入により、一段と原油高を生み出している。

現在、先物取引の中心となっているWTI原油においては1バレル当たり100ドルをうかがう水準にあるものの、今後の見通しは不透明なことから石油製品の安定供給の確保や価格の上昇に関する国民の不安は急速に広がっている。

この原油価格上昇の影響は、農林水産業、製造業、運輸業などの経営を圧迫しており、わが国の経済活動に大きな影響を及ぼしている。

とりわけ消費地から遠く、地理的な不利を抱える岩手においては、生産コストの上昇とともに輸送コストの増大は深刻で、経営面での影響とともに雇用環境の悪化なども危惧されている。

また、積雪寒冷の厳しい気象条件下にある本県では、灯油は必需品であるが、原油高騰によって価格は上昇し、一冬の灯油代は平均的家庭で4年前の倍以上となる10万円を突破する見込みであり、県全体では、100億円を超える負担増になると見込まれている。ところが、地方切捨てや格差拡大の進む中、県民所得が低迷しており、とりわけお年寄り家庭や生活困窮者などではそうした高騰に伴う負担ができず、健康で最低限の生活を送る権利すら脅かされることが危惧されている。

よって、国においては、原油価格の一段の高騰によるわが国経済や国民生活に及ぼす影響を最小限とするため、下記の措置を緊急に講じるとともに、国家備蓄の放出や石油製品の消費税との二重課税の見直しなどについても検討するよう強く要望する。

- 1．石油製品の安定供給の確保について対策を講じること。特に灯油については、北海道・東北各地の灯油の在庫量を把握し、安心できる量の確保と安定供給を行うこと。
 - 2．意図的な在庫削減や不透明な価格設定が行われないよう、国内の石油元売各社に対し調査・監視・指導を強化すること。
 - 3．燃油価格の高騰に伴う農林水産業への影響を緩和するため、燃油価格の低減化措置を講じること。
 - 4．全国のトラック業者など陸運事業者に対し、すでに航空路や海路で運賃とは別建てに徴収されることが許されている「燃油特別付加運賃」の導入が促進されるような環境整備に努めること。また、経済団体に対し、燃料費高騰を踏まえた運賃設定をするよう指導を強化すること。
 - 5．中小企業向け貸付金について、金融機関に対し、返済期間の延長や利子減免などの措置を求めること。
 - 6．寒冷地帯の生活弱者対策について総合的な対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 18 日

一 関 市 議 会

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣 殿

後期高齢者医療制度の凍結・見直しを求める意見書

後期高齢者医療制度について、平成 20 年 4 月からの実施を当分の間凍結し、見直しを行っていただくよう、特段の措置を講じられたい。

【理由】

国は、来年 4 月から、75 歳以上を対象に、新たに後期高齢者医療制度を実施しようとしている。この制度は、75 歳以上の全ての高齢者から保険料を徴収するため、これまで被用者保険の被扶養者となっていた高齢者に新たな負担が生じることや年金からの保険料の天引き、保険料滞納者の窓口での医療費全額負担、75 歳以上を対象とした診療報酬制度等の多くの問題点が指摘されて

いる。このため、国においては、70歳から74歳の医療費自己負担増分の1年間の凍結や新たな保険料負担者の保険料の凍結及び軽減措置などの方針を打ち出しているが、制度の見直しには至っていない。

また、この後期高齢者医療制度については、その内容が県民に十分浸透しているとは言いがたく、高齢者からは多くの不安の声が寄せられているところであり、制度の実施に当たっては、県民に対する更なる説明を行うとともに、十分な理解を得る必要がある。

よって、国においては、後期高齢者医療制度について、平成20年4月からの実施を当分の間凍結し、より高齢者に配慮した制度となるような見直しをされるよう、強く要望する。

併せて、その検討の間、医療を受ける高齢者に不利益が生ずることのないよう、必要な措置を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿